

省エネ機器や 供給不足が懸念される園芸用資材を支援します！

令和8年度 農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業(園芸)

燃油高騰など中東情勢の影響を受けている園芸農家の経営安定を図るため、省エネルギー設備等の導入や、供給不足が懸念される化学肥料等の代替品の購入を支援します

対象:園芸作物

(1)省エネ機器

ヒートポンプの活用やハウス内張りの多層化による省エネ化に取り組む経営体を支援します

補助対象

補助暖房機材	ヒートポンプ、温湯暖房機、薪ボイラー等
暖房効率向上機材	循環扇、変温管理機、環状ダクト等
保温効果向上機材	多層被覆、断熱被覆資材等
加温機(※)	省エネ効果が認められる重油暖房機

- 導入する機器によって燃料・エネルギーの削減が見込まれること
- 燃料・エネルギーの削減を伴う機器更新の場合は、既存機器の耐用年数が満了していること
- 重油暖房機を導入していない施設への重油暖房機の新規導入は補助対象外(※)

対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集団(※受益者は認定農業者または認定新規就農者)

補助上限額 10aあたり 通常枠 750万円、賃上げ枠 800万円

(2)園芸用資材

代替品(生分解性マルチ資材・堆肥由来肥料)やビニルの長期利用の試行的導入を支援します

補助対象

生分解性マルチ資材、堆肥由来肥料、塗布剤、洗浄剤
○補助対象経費は資材費のみ

対象 農業者の組織する営農集団(※受益者は認定農業者または認定新規就農者)

補助上限額 10aあたり 通常枠 20.8万円、賃上げ枠 22.2万円

補助率 通常枠 県3/4以内、賃上げ枠 県4/5以内

賃上げ枠とは？

○要件

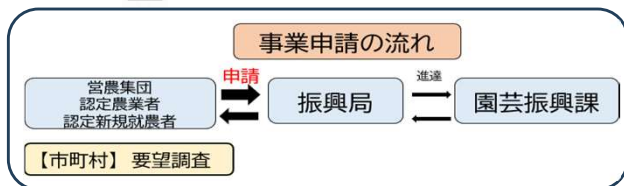
実績報告前の直近1か月分の給与・賃金等の総支給額が、賃上げ前(事業計画時)と比較して1.5%以上増加していること
※ 残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く

○計算対象者:賃上げ前後の月に、当該事業所で雇用するすべての従業員のうち、同条件で在籍する者

※アルバイト、パート等含む

※賃上げ前後の月において、同条件で在籍していない従業員は対象外

⚠ 令和9年2月末までに機器を設置又は園芸用資材が納品される必要があります



- ・原則、営農集団(部会や任意組織)でまとめて申請
- ・申請先: 管轄の県振興局
- ・要望調査: 市町村が実施



事業についてのHP
はこちら

お問合せ先

- 県各振興局 農山(漁)村振興部 企画・農政(・就農)班
東部振興局:0978-72-0409 中部振興局:097-506-5732 北部振興局:0978-32-1621
豊肥振興局:0974-63-1172 西部振興局:0973-22-2585 南部振興局:0972-24-8645
- 大分県 園芸振興課 園芸企画班:097-506-3576